

### 3 . 飼料関係

3 (1) 粗飼料を自給すればコストダウンになるとあるが、本当なのか。(畜産経営自らが粗飼料生産を行った方が得だというデータを示して欲しい。)

( 答 )

- 1 輸入粗飼料については、土地条件の制約等から粗飼料が十分に確保されない都府県の都市近郊農家を中心に、円高等を背景とした割安感、取扱面での利便性等から輸入粗飼料に依存する場合が見受けられます。
- 2 しかしながら、自給飼料を輸入粗飼料と比較した場合、平均的には輸入粗飼料価格より自給飼料生産コストの方が低い上、
  - ( 1 ) 飼料作物の生産コストは、いまだ経営間によるバラツキが大きく、技術の向上、規模拡大等によりコスト低減の余地が大きいこと
  - ( 2 ) 国際的需給、為替レート、フレート等経営外部の要因による影響が少なくないこと
  - ( 3 ) 生産コストに家族労働費部分が含まれており、この部分を除けば購入飼料よりコスト的にさらに有利になること等のメリットがあるとともに、家畜排せつ物の土壌還元による環境保全、国土資源の有効利用等の観点からも、自給飼料による粗飼料供給が基本であると考えています。
- 3 なお、地域によっては、自給飼料生産コストが輸入粗飼料よりコスト高になる経営もあるが、こうした経営においては、飼料作物生産技術の高位平準化、団地化等による生産コストの低減を基本としつつ、稲わら、食品製造カス類等の未利用資源の有効活用等地域の特性を活かした工夫により、飼料費の節減を図っていくことが重要と考えられます。

3 (2) 飼料自給率の向上が食料全体の自給率向上に寄与する貢献度はどのくらいか。

(答)

飼料自給率の向上は、食料自給率の向上のほか、畜産生産物の低コスト化、畜産経営の安定、環境問題への対応等の面からも課題となっています。

「生産努力目標」では、飼料作物作付面積を平成22年で110万haと見込んでいますが、この目標が達成された場合、基準年となる平成9年の飼料需給表等から推算すれば、0.5% (単収は44.6t/ha) 上昇するものと考えられます。

3 (3) 経営指標において、混住化地域の酪農経営にあっては、40頭規模で飼料作付面積3ha、飼料自給率10%を目指しているが、経営実態を考慮すれば、むしろ、あるところでは自給率0%でも、他の農家で土地を集積して100%自給する、というのが現実的ではないか。

(答)

- 1 経営指標は生産努力目標を達成するため、飼料自給率向上を目指すという観点からの「モデル経営」として例示したものであり、今後の酪農経営としては、地域の実情に応じた展開方法が考えられます。
- 2 混住化地域の飼料作付面積3ha、飼料自給率10%についても、農地の流動化による土地利用、既耕地における作付拡大等により適正な飼料基盤の確保を図ることが重要であるという認識のもとで、個別の地域条件に応じた望ましい経営の姿として指導者及び生産者の参考にして下さい。

3(4) トウモロコシは、イタリアンに比較して単収が多いものの、ラップサイレージに向かず、その作付面積は減少傾向にある。何かラップサイレージに代わる簡易な貯蔵方法はあるのか。

(答)

- 1 ロールベラー、ラッピングマシンによるラップサイレージの調製体系は、従来のタワーサイロ等によるサイレージ調製に比べ、施設・機械等の装備が軽微であること、貯蔵のための専用の用地を必要としないこと等から、効率的な飼料調製技術として広く普及しているところです。
- 2 ラップサイレージは、その技術の成り立ちから飼料用トウモロコシや高水分のグラスサイレージをその対象としたものではないことから、そのままトウモロコシサイレージ調製用とすること自体に無理があります。
- 3 新しいサイレージ調製技術として、北海道の酪農経営が使用できなくなったタワーサイロの更新用として、アグ・バックシステム(チューブ状のバッグによるサイレージ生産システム(圧縮密度1,300kg/m<sup>3</sup>まで調製可能))を導入している事例等があり、導入農家によれば、品質・生産コスト面でロールベールサイレージよりも優れているとの評価もあります。
- 4 また、とうもろこしラップサイレージのワンマンオペレーションシステムを確立するため、収穫・調製用の機械(カッピングローダー)について、実用化に向け、生物系特定産業技術研究推進機構で開発しているところです。

3(5) 山間地経営の粗飼料生産基盤の確保において、保安林などがあると活用が困難となっているが、こういった土地を活用するための緩和はできないのか。

(答)

- 1 保安林制度については、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的目的を達成するため、これらの機能を発揮させる必要のある特定の森林の区域を保安林として指定するものです。
- 2 従って、草地造成等の対象地としては、極力、保安林の区域を避けるべきですが、当該対象地が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域であり、かつ地域社会にとって保安林を活用することが真に必要で代替施設の設置が行われる等の一定の要件を備えていると認められる場合は、保安林解除が出来ることとなっています。
- 3 ただし、保安林解除は、公益と私権の調整という重大な事項に関するものであり、具体的に提起された事案が森林法第26条等に定められた解除の要件を備えているかどうかについて慎重に審査して判断されるものであることから、その解除要件について緩和することは困難です。

(なお、具体的な保安林解除の申請に当たっては、森林法に定められた手続きを経なければなりませんので、都道府県又は森林管理局等に対して、事前に十分な相談を行って下さい。)